

平成 29 年度の事業方針

(公社) 全国産業廃棄物連合会安全衛生委員会

産業廃棄物処理業界の安全衛生水準を向上させるためには、会員、非会員を問わず全ての産業廃棄物処理業者が安全衛生の重要性を認識し、安全衛生管理体制を構築し、労働災害の撲滅に向けた取り組みを強化していく必要がある。

当連合会及び協会では、平成 29 年度を実施初年度として 3 カ年にわたり災害防止計画を作成、実施することにより、産業廃棄物処理業界の安全衛生水準の向上に全力を挙げて取り組んでいくこととしている。

各協会では、産業廃棄物処理業者に安全衛生の重要性を周知するとともに、各事業者の取り組みを支援するための事業を実施し、協会事業への参加を促すことで、業界の安全衛生水準の向上を目指す。

連合会は、各協会が安全衛生事業を実施するために必要な支援方策として、以下の取り組みを行う。

1. 周知材料の作成等

(1) 労働災害防止計画周知用チラシの作成

産業廃棄物処理業界における労働災害の撲滅に向けた取り組みについて周知するためのチラシを作成する。

チラシは、各種広報媒体への原稿としての利用、協会が開催する会議等での配布及び説明、行政窓口への据置、その他の方法により、産業廃棄物処理業者への広報資料として利用する。

(2) 安全衛生啓発パンフレットの改訂

「始めよう！安全衛生活動」のパンフレットについて、統計データを最新データに差し替えるとともに改訂する。

このパンフレットは、協会が開催する安全衛生以外のテーマでの研修会、説明会等の機会での説明を通じて、その内容を広く産業廃棄物処理業者に周知する。

(3) 安全衛生標語の募集

産業廃棄物処理業界における労働災害防止への取り組みの周知、啓発のために、安全衛生標語を募集し、11 月に高知県において開催する全国大会において発表、表彰する。

【標語の利用方法は要検討】選定された標語を用いて、産業廃棄物処理業界に

における安全衛生向上への取り組みを周知するための広報ツール（ポスター、のぼり、etc.）の作成を検討する。

2. 安全衛生教材の整備

(1) 安全衛生チェックリストの改訂

安全衛生チェックリストを改訂する。

(2) 基本的安全衛生活動説明用資料

小規模な事業者であっても取り組みやすい基本的な安全衛生活動とその効果を説明するための資料を作成する。

- ① 法的に要求される事項
- ② 5S 活動への取り組みとその効果
- ③ KY 活動への取り組みとその効果

この資料は、協会が開催する会議や安全衛生以外のテーマで実施する各種研修会等において、追加で説明することを想定し、15～60 分程度で説明できる内容とする。これにより安全衛生に関心の薄い処理業者に対する周知を図る。

(3) 安全衛生ツール説明用資料

安全衛生規定を整備する意義やヒヤリハット事例の活用方法を説明したうえで、連合会ホームページに掲載している安全衛生関連資料のうち「安全衛生規定作成支援ツール」の利用方法の説明資料を作成する。この説明会では、受講者が実際に安全衛生ツールの操作を体験することで、ツールの認知度を向上させ、処理業者における安全衛生規定の整備を目指す。

(4) 安全衛生パトロール説明用資料

各社において、安全衛生パトロールを実施する意義やその効果を説明するための資料を作成する。安全衛生パトロールを実施するためのツールとして安全衛生チェックリストを紹介する。

3. 正会員における安全衛生組織体制の整備

安全衛生に係る委員会等の組織が未設置の協会に対して、組織の設置を働きかけ、年度内に全協会での設置を目指す。

組織を整備したうえで、平成 30 年度早々に、組織の委員等を対象として産業廃棄物業界での取り組みや今後の方向性についての情報提供、情報共有を図るための会議の開催を検討する。

4. 正会員における次年度労働災害防止計画の作成スケジュール

連合会として、正会員の労働災害防止計画の実施支援方策を、連合会の平成 30 年度事業計画及び予算に安全衛生に反映させる必要がある。そこで、年度当初に想定していたスケジュールを変更し、正会員に対して、年内に会員企業取り組み状況調査を実施し、2月上旬までに平成 30 年度労働災害防止計画を策定することを依頼する。

各正会員の計画を踏まえた上で、安全衛生委員会において平成 30 年度の事業方針を策定し、連合会の平成 30 年度事業計画及び予算に反映する。（第 38 回理事会（平成 30 年 3 月 13 日開催予定）で承認予定）